

安全運転管理者の選任に関する件

| | |
|-------------------------------------|---|
| <p>通報内容</p> | <p>本件は、X局が脱法的な考え方により、意図的に安全運転管理者の選任を免れている、とする通報である。</p> |
| <p>委員の対応・ 不対応の判断 及びその理由</p> | <p>1 所属から報告された公用車の保有及び管理の状況</p> <p>(1) 使用の本拠地を市庁舎とする公用車を9課で計17台を保有している。また、各課の保有台数は1～3台である。</p> <p>(2) 課ごとの保有台数が5台未満であることから、安全運転管理者は選任していない。</p> <p>(3) 公用車の保有台数が5台未満の課・事務所（以下「課等」という。）においても、課等の長が車両等の運行の実施について運転者を指揮し、監督している。</p> <p>2 所属の見解等</p> <p>(1) X局自動車管理要綱第3条で、X局長を自動車管理者と定め、さらに同第4条において「自動車管理者は、課・事務所に安全運転管理者を選任する。」と規定している。</p> <p>(2) 本市においては、課等の長が車両の運行に関して運転者の配置や車両の配車を企画し、決定し、又は車両等の運行の実施について運転者を指揮し、監督しており、車両の運行管理の責任の所在を明確にしておくという法の趣旨を鑑みれば、適切な運用である。</p> <p>(3) 所属における安全運転管理者の運用について、安全運転管理者制度を所管する神奈川県警察本部交通総務課（以下「県警」という。）に確認したところ「誰が車両を実質的に管理しているかということが重要であり、各課の権限で運行管理しているのであれば課に安全運転管理者を置くことが適当である。」、「道路交通法での「自動車使用の本拠」については、課を一つの本拠とみなしてよい。」、「5台以上の車両を保有している課に安全運転管理者を置いている現在の運用は、適切な運用である。」等とする旨の回答があった。</p> <p>3 判断</p> <p>(1) 道路交通法第74条の3では「自動車の使用者は（略）内閣府令で定める台数以上の自動車の使用の本拠ごとに（略）安全運転管理者を選任しなければならない。」と定められており、その台数は、同法施行規則第9条の8において「乗車定員が十一人以上の自動車にあつては一台、その他の自動車にあつては五台」と定められている。</p> <p>(2) X局では、公用車の保有台数が5台未満の課等においても、公用車の実質的な運行管理という視点から責任者を課等の長としており、その責任が明確にされている。このことは、責任の所在を明確にしておくという同法第74条の3の趣旨を鑑みれば、適切な運用であるとする所属の説明に不合理な点はない。また、県警においても、適切な運用であるとの見解であることを踏まえれば、通報者の主張を認めることはできない。</p> <p>4 まとめ</p> <p>調査の結果、所属における安全運転管理者の選任には問題がないことが認められた。本委員会としては、引き続き、法令等を遵守して適切な管理を行っていくことを求め、本件の対応を終了する。</p> |
| <p>本市の対応</p> | <p>局内の安全運転管理者が受講した安全運転管理者講習の内容を保有台数が5台未満の課へ周知する等、更なる道路交通法令の遵守や交通事故の防止を図っていく。</p> |